

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 3月14日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋高電導度廃液系サンプ(B)ポンプ(E)運転時において、流量検出器の不具合に起因した指示不良(流量指示値が0m ³ /hのまま動作せず)が認められたため、当該流量検出器を点検・修理。	G III	
2	2号機	格納容器内雰囲気モニタ校正ガスボンベラック(A, B)酸素校正ガス減圧弁(2箇所)において、弁接続部に漏えいが認められたため、当該弁を交換。なお、ボンベ元弁を閉にし漏えい停止。	G III	
3	3号機	タービン建屋送風機(C)電動機電源ケーブルにおいて、ケーブル端子部絶縁被覆に劣化が認められたため、当該ケーブルを交換。	G II	H26.3.17再審議にてグレード変更 G III→G II
4	3号機	圧力抑制室水温度監視系温度検出器(40° 側)において、不具合(打点式記録計に指示打点の乱点が発生し、その後オーバースケール(目盛板上限值超え))が認められたため、当該温度検出器を交換。	G III	